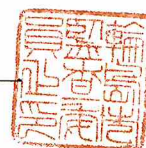


輪島市監査公表第19号

令和3年3月3日付発監査第314号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

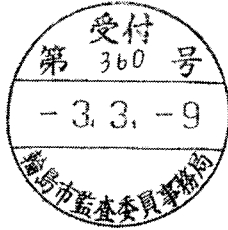
令和3年3月19日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





発 観 第 337 号
令和 3 年 3 月 9 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様
輪島市監査委員 大宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 産業部観光課・門前総合支所地域振興課
監査執行年月日 令和2年11月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>滞納繰越分では、前年度に収入未済額が発生していないが、過年度分の収入未済額の縮減についても積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>過年度分の収入未済額の縮減については、債権者に対して、毎月訪問を行い、支払を促しており、若干ではあるが、収入未済額は減少している。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少しており、納付が厳しい状況が続くと予想されることから、支払い方法について、柔軟に対応し、早期の滞納整理に努めていきたい。</p>	<p>措置方針等</p>